

社会福祉法人松江市社会福祉協議会報酬費用弁償支給規程

第1条 この規程は社会福祉法人松江市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員（定款第18条第1項の規定による役員をいう。）、評議員（定款第6条の規定による評議員をいう。）は、この規程の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間12,000,000円以内とする。

2 報酬の額は、別表第1による。

第3条 月額報酬は毎月15日にその月分を原則として本人指定口座に振り込むことにより支給する。ただし15日が金融機関の休業日にあたる時は、15日以前において、15日に最も近い金融機関の営業日に支給する。

第4条 月額報酬を受けるものが退職した月に再び同一の職に就いた時は、その月分の報酬はこれを支給しない。

第5条 第1条に規定する者が、社協の業務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として別表第2により旅費を支給する。

2 前項に定めるものの外、旅費支給については、松江市社会福祉協議会旅費支給規程を準用する。

第6条 第1条に規定する者が、定款第3章、第5章の会等に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、住居から招集場所までの距離の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道15キロメートル未満 1日につき2,200円

(2) 片道15キロメートル以上 1日につき3,200円

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 15 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 21 日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

別表第 1

区分	報酬額
代表理事（会長・非常勤）の職にある者	月額 150,000 円
専務理事の職にある者	月額 265,000 円 通勤手当 松江市社会福祉協議会職員の給与に関する規程第 16 条に定める額を支給する。 ただし、当該役員が、常勤であって、松江市に身分を有する職員である場合は、松江市が定める給与に関する条例及び規則を準用して支給する。
代表理事及び専務理事を除く役員、評議員及び委員の職にある者	無報酬 ただし、当該役員が、常勤であって、松江市に身分を有する職員である場合は、松江市が定める給与に関する条例及び規則を準用して支給する。

別表第 2

区分	旅費額
代表理事（会長・非常勤）の職にある者	松江市旅費支給条例に規定する常勤の特別職の職員の旅費相当額
代表理事を除く役員、評議員及び委員の職にある者	松江市旅費支給条例に規定する一般職の職員の旅費相当額